様式第３号－３

募集主は以下の点について誓約します。

１　募集主又は募集受託者に、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと。

1. 労働基準法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）により適用される場合を含む。）
2. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第58条から第62条までの規定
3. 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定、並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
4. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
5. 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
6. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第62条から第65条までの規定
7. 林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
8. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

２　募集受託者は、１のほか、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たって必

要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

【募集主】

 　　　　　　　　　　　【募集受託者】